

京都市からのお知らせ

建物所有者・管理者の皆さまへ

定期報告 × 火災保険



・定期報告と火災保険が
・連携した建物の新しい
・健康診断制度が
・始まります！

定期報告で
火災保険料が
安くなる?!

制度の概要

建物を安心・安全に利用するためには、健康診断と同じく建物の現況調査を行い、定期報告をすることが適正な維持管理の第一歩になります。このような建物の管理状況を評価し、火災保険料に反映する制度です。評価により火災保険料が安くなる場合があります。 ※ 建物の築年数や用途、保険期間、保険金のお支払い状況等により異なります

利用の条件

- 本制度の研修を受講した建築士事務所が定期報告の調査を行う又はこれまでにを行った建物
※ 火災保険のための追加調査が必要になります
- 本制度の研修を受講し、東京海上日動の委託を受けた代理店が取扱う火災保険

制度利用にかかる相談窓口

(一社) 京都府建築士事務所協会 **075-334-5877**

受付時間 9:30～17:00 休業日 土・日・祝、お盆、年末年始

正 : 5 2 7 7
誤 : 5 3 7 7

協定の締結

京都府保険代理業協同組合 / 東京海上日動火災保険株式会社
(一社) 京都府建築士事務所協会 / 京都市

定期報告で建物の現状が把握され、維持管理がされていることを評価し、火災保険の保険料率を設定する仕組みの確立、運用及び普及に4者が連携しながら取り組む、全国でも先駆的なものです。

「健康な建物」の維持と「たしかな保険」の実現を目指します。

協定内容のお問合せ先 京都市 建築指導部 建築安全推進課 075-222-3613

協定締結式の様子 /

